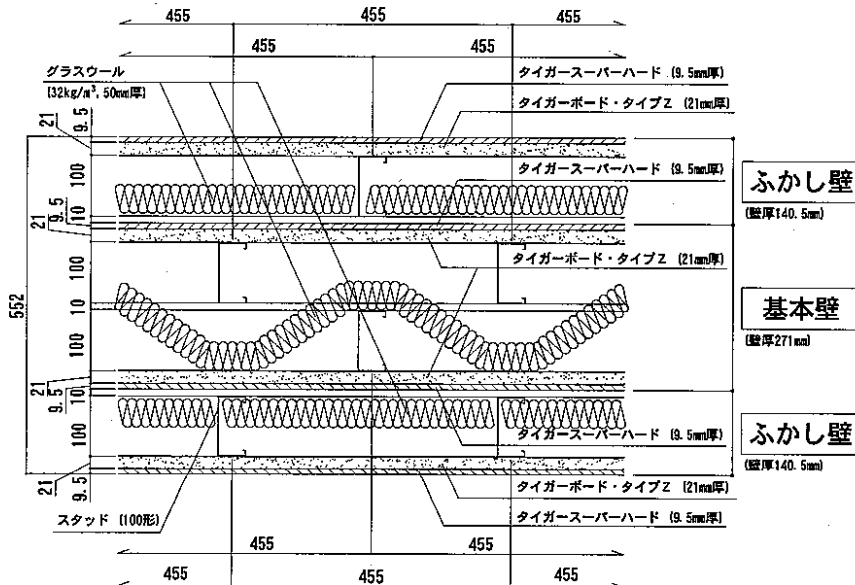


吉野遮音システム タイガードリーミー・80について

平成 19 年 7 月 19 日
吉野石膏株式会社

1. 当壁工法の概要

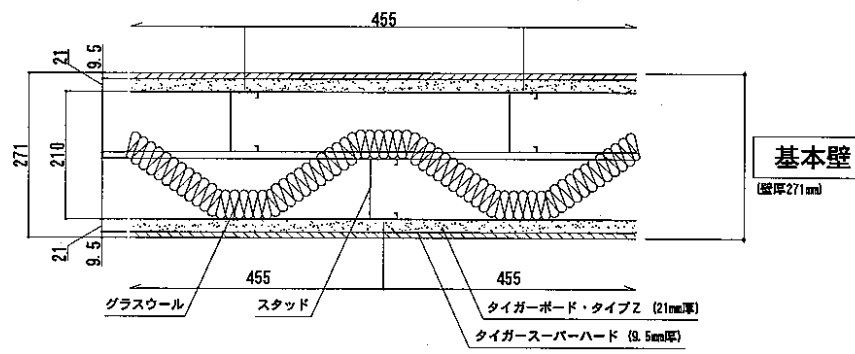
タイガードリーミー・80の水平断面図 (TL_D-80の遮音性能とする場合の壁工法)



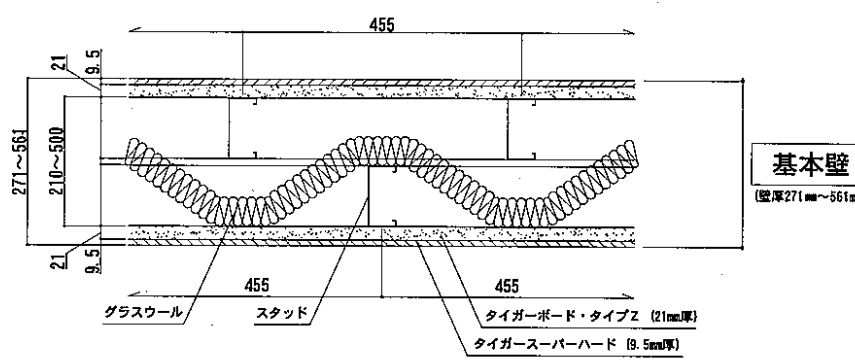
※面材の説明
 タイガースーパーハード
 (両面ボード用原紙張繊維混入
 硬質せっこう板)
 タイガーボード・タイプZ
 (強化せっこうボード)

*基本壁の説明
 タイガードリーミー・80の
 耐火構造および遮音構造の
 認定は、基本壁(2重壁)で
 取得しています。

耐火・遮音認定を使用する場合の基本壁の水平断面図



耐火認定工法のみを使用する場合の基本壁の水平断面図



2. 当壁工法の注意点

- ・タイガードリーミー・80は、耐火構造および遮音構造の基本壁(2重壁)の両面にふかし壁を設置した4重壁として商品化しております。
- ・添付する耐火構造および遮音構造の認定条件は広い範囲で認めていただいております。
 一方、タイガードリーミー・80は、これらの認定の一部を用いて商品化しておりますので、当壁工法の性能を確保するためには、当社の「標準施工指導書」に従ってください。

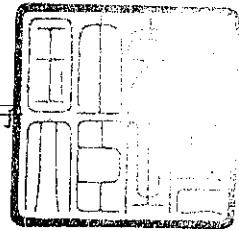


認 定 書

国住指第5856号
平成14年5月31日

吉野石膏株式会社
代表取締役社長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第二号（間仕切壁（非耐力壁）：1時間）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

FP060NP-9156

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

両面ボード用原紙張繊維混入硬質せっこう板・強化せっこうボード両面重張／
グラスウール充てん／軽量鉄骨下地間仕切壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

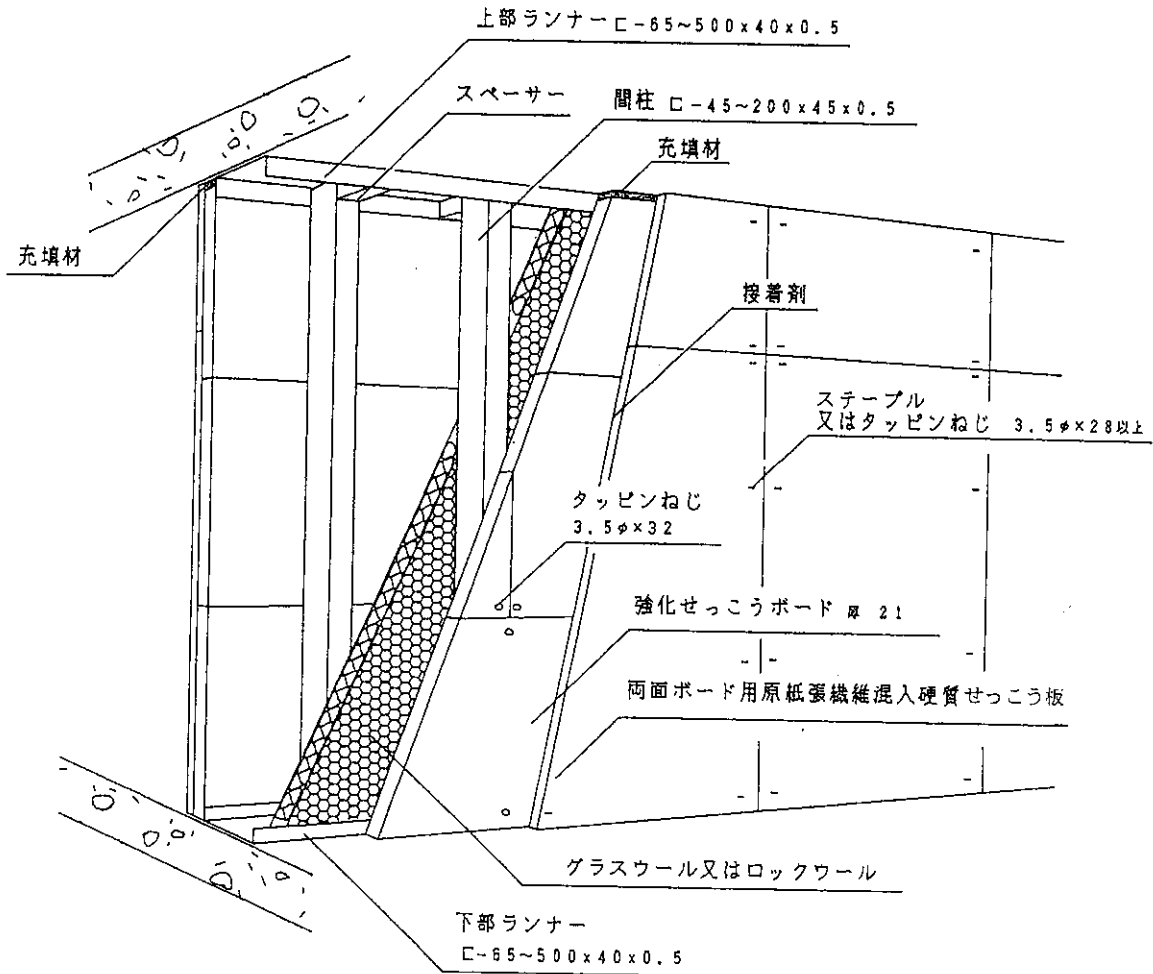
別添の通り

(別添)

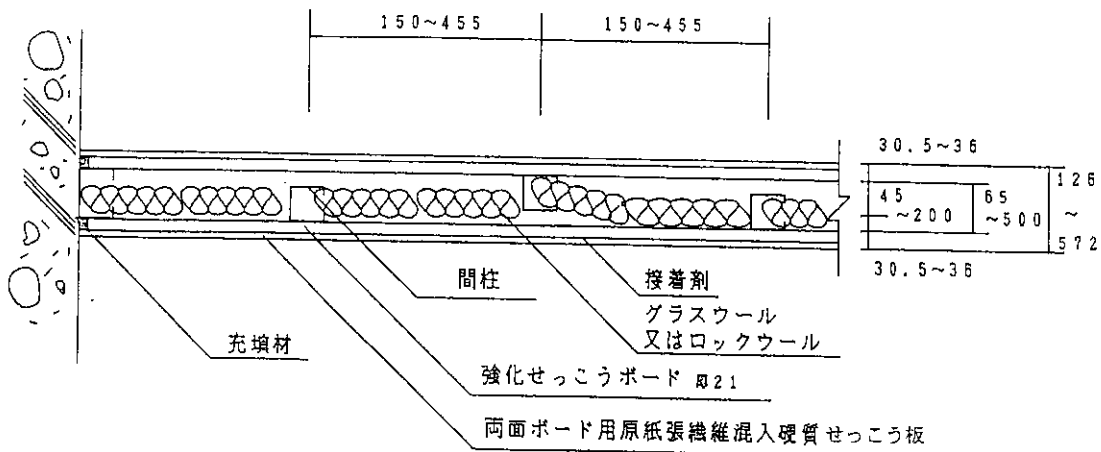
認定番号	FP060NP-9156	認定年月日：平成 14 年 5 月 31 日
品 目 名	両面ボード用原紙張繊維混入硬質せっこう板・強化せっこうボード両面重張／グラスウール充てん／軽量鉄骨下地間仕切壁	申請者名：吉野石膏(株) 東京都千代田区丸の内 3-3-1 (新東京ビル内)

1. 部分、耐火性能の区分 間仕切壁 1時間耐火
2. 試験機関名 (財)ベターリビング 受託番号 試験依頼第941281、953780、954050号
3. 構造説明図 (単位 mm)

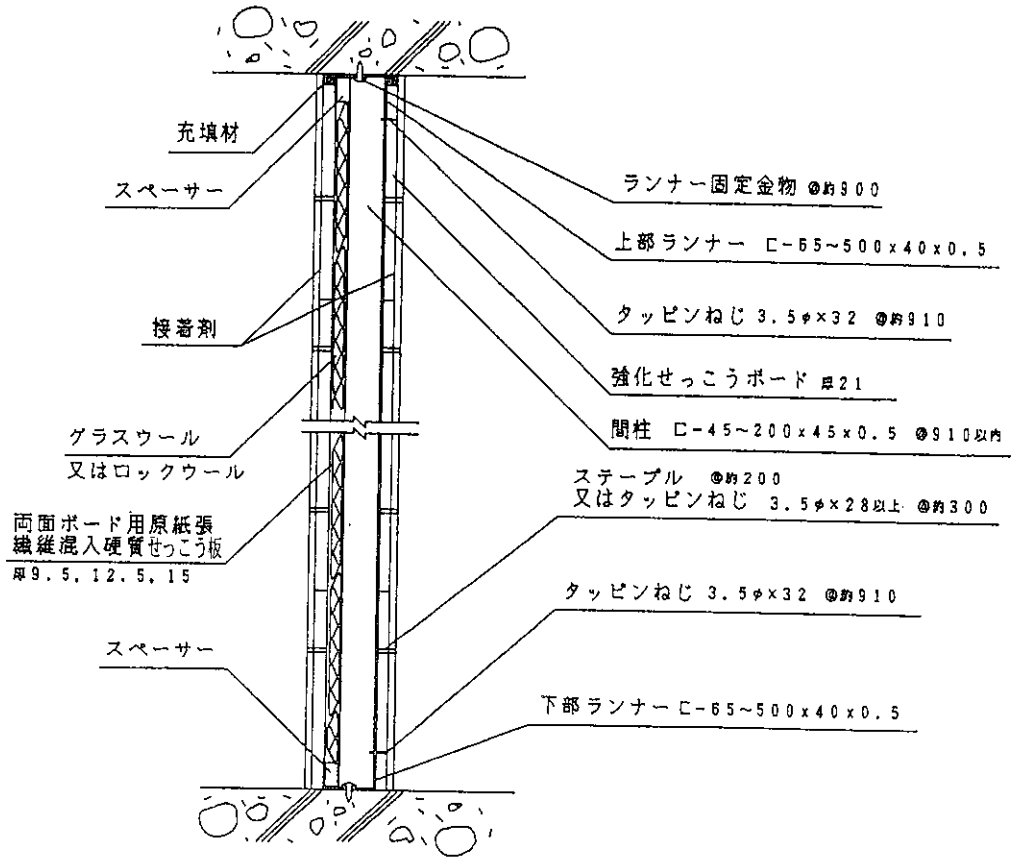
透視図



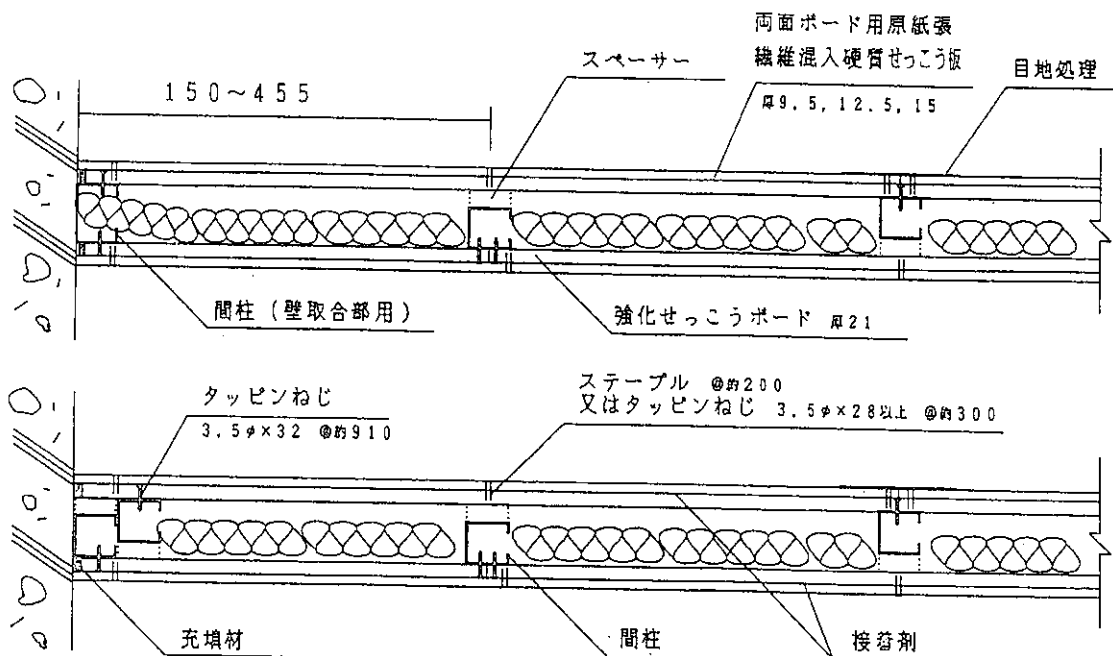
水平断面図



垂直断面図

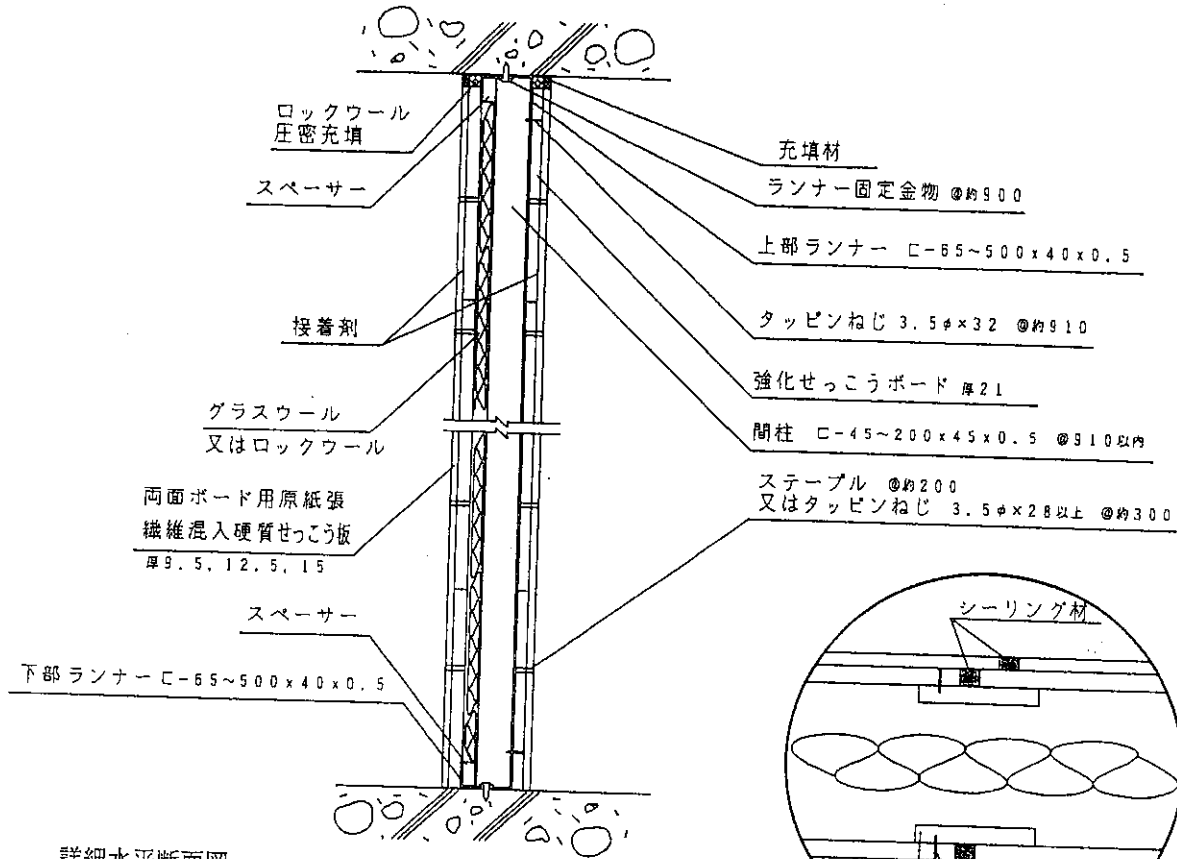


詳細水平断面図

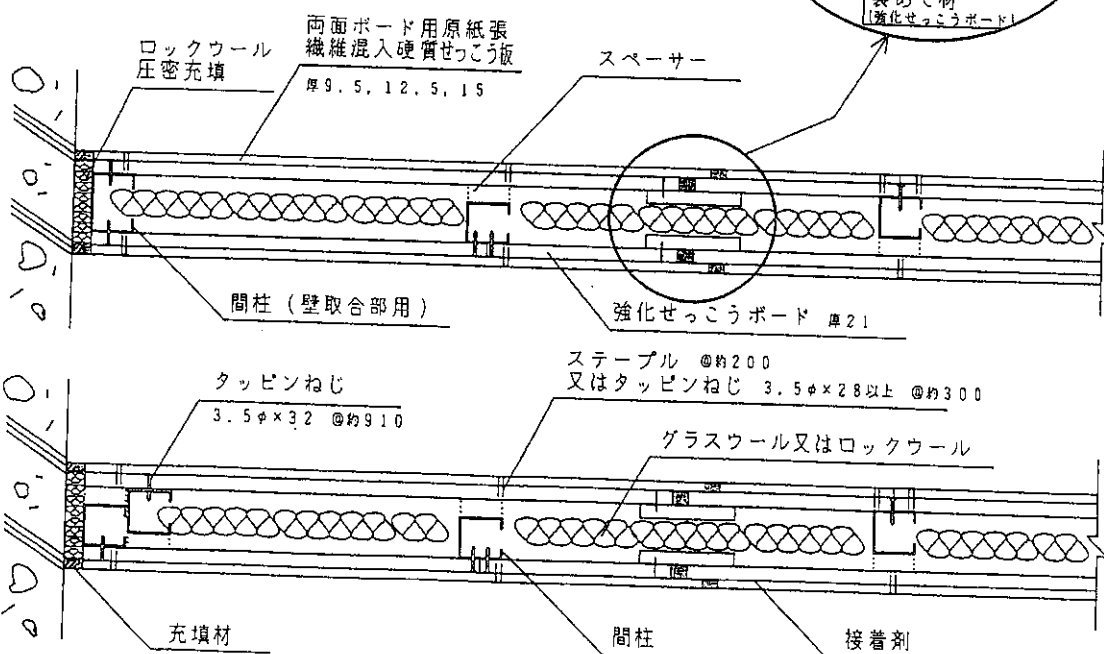


伸縮可動を目的とした目地及び取合部
例1)

垂直断面図

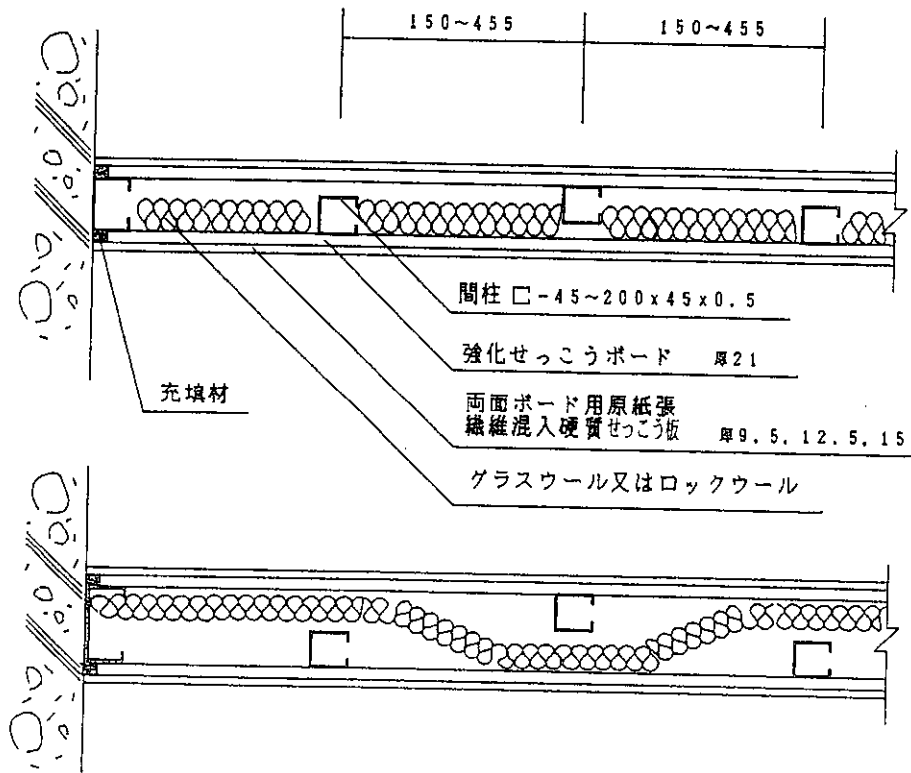


詳細水平断面図

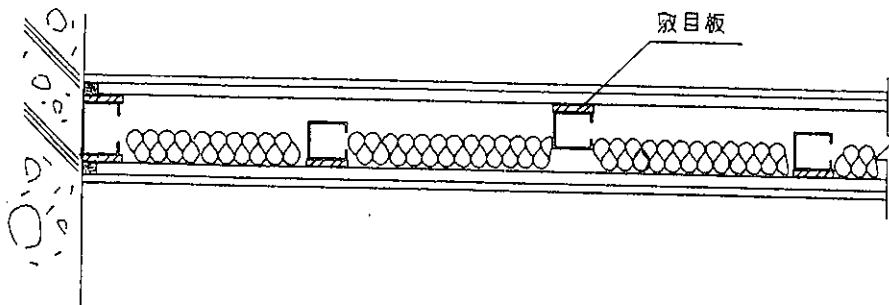


千鳥間柱の場合

グラスウール等の充填方法

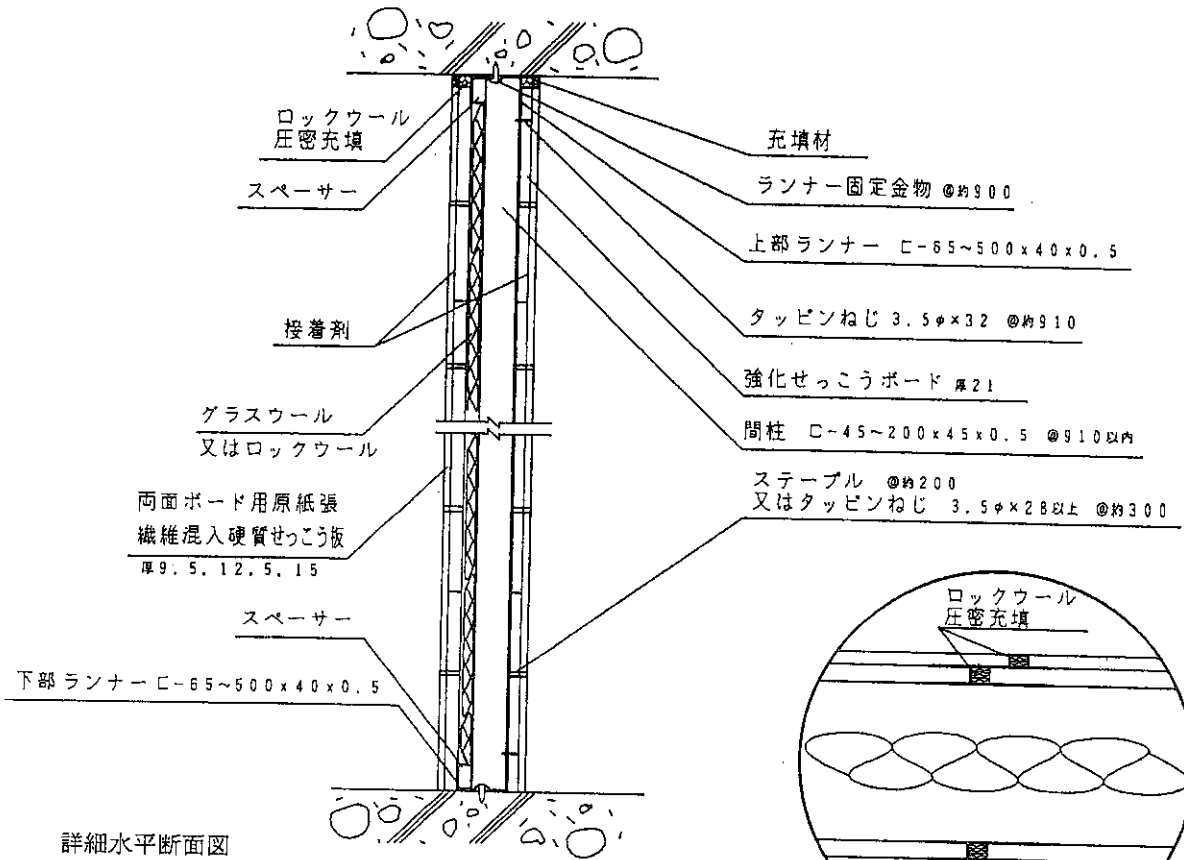


敷目板を使用する場合 (遮音性能を向上させる場合)

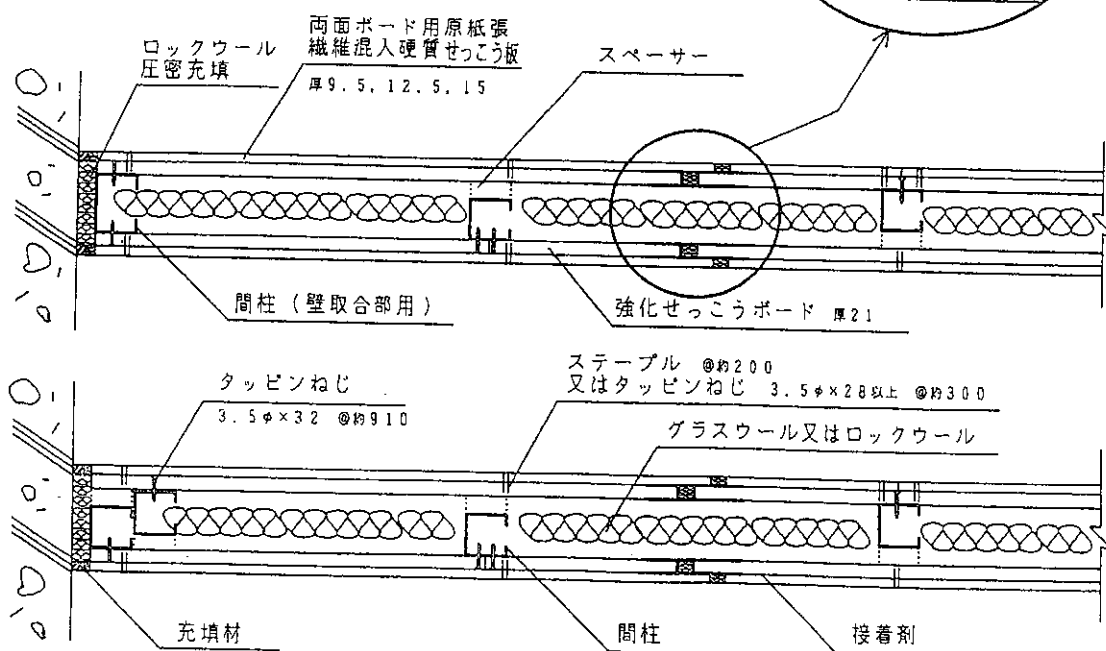


例2)

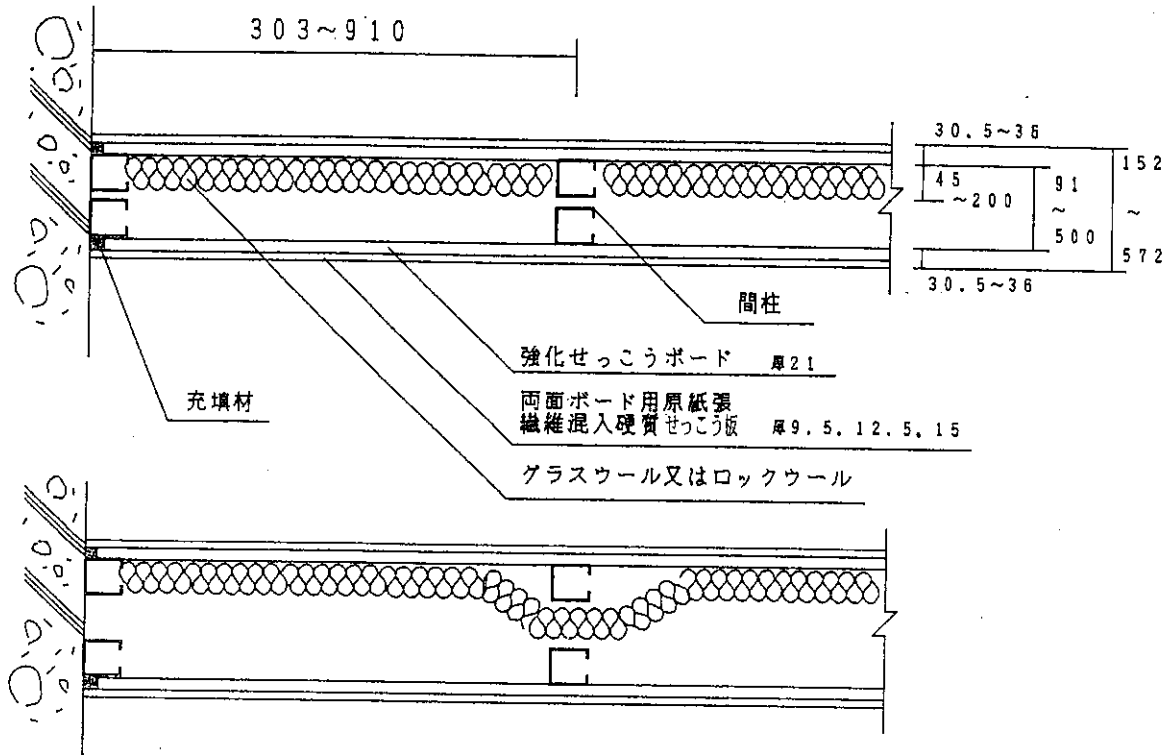
垂直断面図



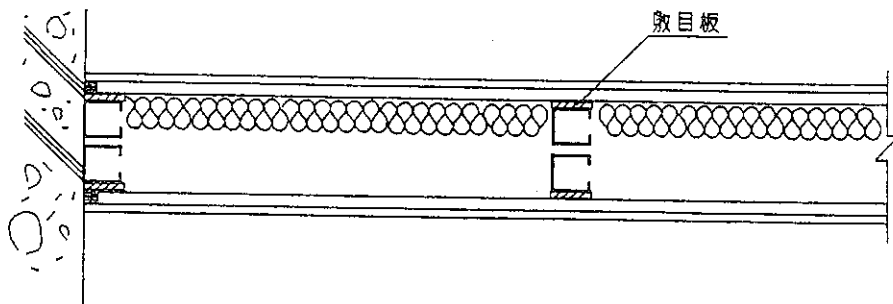
詳細水平断面図



ダブルスタッドの場合
グラスウール等の充填方法



敷目板を使用する場合（遮音性能を向上させる場合）



4. 材料等説明

1) 主構成材料

① 強化せっこうボード

規格 不燃 第1008号、JIS A 6901

商品名 タイガーボード type Z

寸法(mm)

厚さ 21.0 ± 0.5

大きさ 最大 910⁺⁰₋₃ × 4500⁺³₋₀

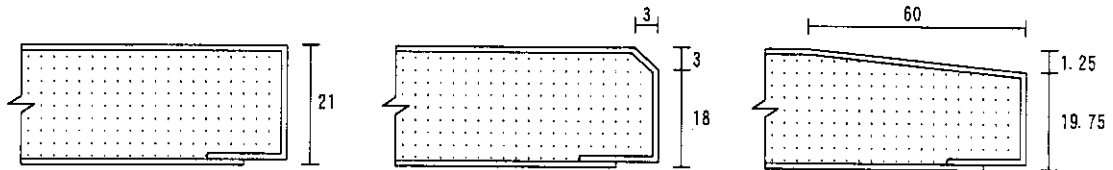
標準 606⁺⁰₋₃ × 1820⁺³₋₀

端部の形状

スクエアー

ベベル

テーパ



かさ比重 0.75以上

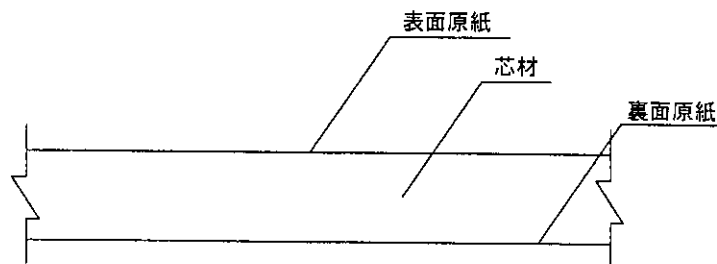
含水率 3.0%以下

② 両面ボード用原紙張繊維混入硬質せっこう板 (以下 せっこう板と称す)

規格 不燃(個) 第11696号

商品名 タイガースーパーハード

構成(組成)、断面図



1) 表面原紙

せっこうボード用原紙

厚さ 0.40 mm

重量 270 g/m²

2) 芯材

せっこう	97.00 wt%
無機繊維	1.00 wt%
有機繊維	0.25 wt%
接着増強剤	0.65 wt%
分散剤	1.00 wt%
発泡剤	0.10 wt%

3) 裏面原紙

せっこうボード用原紙

厚さ	0.40 mm
重量	270 g/m ²

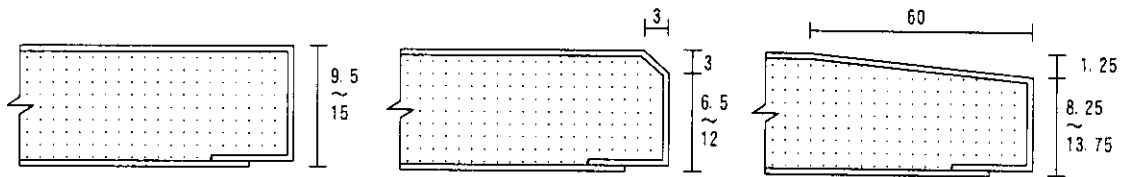
寸法 (mm)	厚さ	9.5、12.5、15 (許容差±0.5)			
	大きさ	最大	1210 ⁺⁰ ₋₃	×	4500 ⁺³ ₋₀
		標準	606 ⁺⁰ ₋₃	×	1820 ⁺³ ₋₀

端部の形状

スクエア

ベベル

テーパ



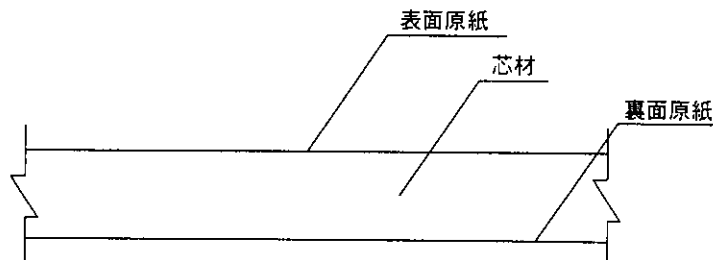
かさ比重	1.30 ± 0.13
含水率	3.0% 以下

③ 両面ボード用原紙張繊維混入せっこう板 (以下 せっこう板と称す)

規格 不燃 (個) 第 11819号

商品名 不燃防水タイガースーパーハード

構成 (組成)、断面図



1) 表面原紙

せっこうボード用原紙

厚さ 0.45 mm
重量 250 g/m²

(シリコーン系撥水剤を 1 ± 0.2 g/m² 塗布し、防水加工を施してあるもの)

2) 芯材

せっこう 96.00 wt%
無機繊維 1.00 wt%
有機繊維 0.25 wt%
接着増強剤 0.65 wt%
分散剤 1.00 wt%
発泡剤 0.10 wt%
防水剤 1.00 wt%

3) 裏面原紙

せっこうボード用原紙

厚さ 0.45 mm
重量 250 g/m²

(シリコーン系撥水剤を 1 ± 0.2 g/m² 塗布し、防水加工を施してあるもの)

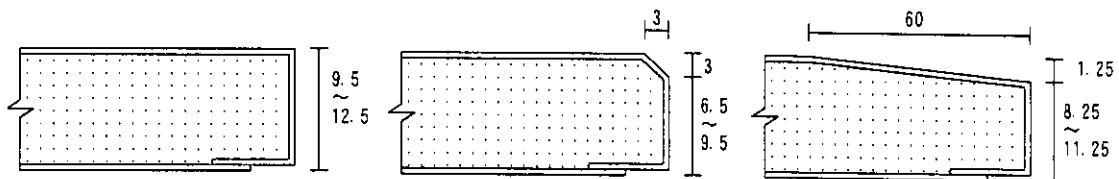
寸法 (mm)	厚さ	9.5、12.5 (許容差 ± 0.5)			
	大きさ	最大	1210 ⁺⁰ ₋₃	× 4000 ⁺³ ₋₀	
		標準	910 ⁺⁰ ₋₃	× 1820 ⁺³ ₋₀	

端部の形状

スクエア

ベベル

テーパ



かさ比重 1.25 \pm 0.125

含水率 3.0% 以下

④ 上部、下部ランナー

JIS G 3302 又は JIS A 6517 に規定する防錆処理したもの

L-40×40×0.5 以上

C-25~500×35~75×0.5 以上

⑤ 間 柱

J I S G 3 3 0 2 又は J I S A 6 5 1 7 に規定する防錆処理したもの

□ - 4 5 ~ 2 0 0 × 3 5 ~ 7 5 × 0 . 5 以上

□ - 4 0 ~ 2 0 0 × 2 5 ~ 5 0 × 0 . 5 以上

⑥ グラスウール、ロックウール

グラスウール：不燃第 1 0 3 1 号、J I S A 6 3 0 1、A 9 5 0 4
(2 4 K 厚さ 2 5 m m 同等以上)

ロックウール：不燃第 1 0 2 2 号、J I S A 6 3 0 1、A 9 5 0 4
(3 2 K 厚さ 2 5 m m 同等以上)

2) 副構成材料

① 敷目板

せっこうボード、せっこう板、けい酸カルシウム板、グラスウール板・ロックウール板
(8 0 K 以上の高密度品)、厚さ 5 m m 以上 × 幅 5 0 m m 以上

② ランナー固定金物

・ バッファープイン 3 . 2 φ × 1 9 m m 以上

・ コンクリート釘 4 . 0 φ × 3 0 m m 以上

③ スペース

せっこうボード、せっこう板、けい酸カルシウム板、鋼板製等のスペース、
4 0 × 4 0 m m 以上

④ タッピンねじ

J I S B 1 1 2 2 又は J I S B 1 1 2 5 に規定するもの

3 . 5 φ × 3 2 m m 以上

5 . 5 φ × 2 8 m m 以上 (Y G スクリュー)

⑤ ステープル：防錆処理したもの

・ グラスウール、ロックウール留付け用

幅 4 m m 以上 × 長さ 2 5 m m 以上

(スピンドルピン 長さ 3 8 m m 以上を使用してもよい)

・ 上張せっこう板留付け用ステープル

幅 4 m m 以上 × 長さ 2 2 m m 以上

⑥ 接着剤

酢酸ビニル樹脂系、合成ゴム系、せっこう系、炭酸カルシウム系又は、エポキシ樹脂系
(推奨品： タイガートラボンド (製造会社 吉野石膏))

⑦ 目地等処理材

J I S A 6 9 1 4 に適合するもの又は、同等以上の性能を有するもの

せっこう系又は、炭酸カルシウム系

(推奨品： タイガーパテ (製造会社 吉野石膏))

(推奨品： タイガージョイントセメント (製造会社 吉野石膏))

⑧ 充填材

(イ) ジョイントコンパウンド：せっこう系、炭酸カルシウム系

(推奨品： タイガージブタイト (製造会社 吉野石膏))

- (ロ)ロックウールモルタル : 不燃第1023号
ロックウール60～85%、セメント15～40%
密度 0.2 g/cm³以上
- (ハ)ロックウール : 不燃第1022号, J I S A 9504
比重 0.10～0.16
充填密度 150 kg/m³
- (推奨品: タイガーロックフェルト(製造会社 吉野石膏))
- (ニ)シーリング材 : アクリル系、ウレタン系、ポリサルファイド系、
シリコン系、酢酸ビニル系
- (推奨品: タイガーACタイト(製造会社 吉野石膏))

5. 標準仕様(施工仕様)

① 墨出し及び上部・下部ランナーの取付け

間仕切壁を設置する所定の位置に、墨出しを行なう。

墨出し線に合わせて、コンクリート下地には固定金物にて、鋼製下地にはランナー受けピース等をかいてタッピンねじ又は溶接等にて、それぞれ900mm以内のピッチで、上部・下部ランナーを取付ける。

② 間柱の取付け

あらかじめ現場の寸法に合わせて切断された間柱を千鳥配置の場合は455mm以内の間隔で、間柱が対向壁板方向に移動しないように上部・下部ランナーと間柱との隙間にスペーサーを介して取付ける。

ダブルスタッドの場合は間柱を910mm以内の間隔で取付ける。

③ 敷目板の取付け

敷目板を使用する場合はあらかじめ幅50mmに切断した敷目板をスタッドに仮留めする。

④ 下張強化せっこうボードの取付け

下張強化せっこうボードは、縦又は横張りにして、3.5φ×32mm以上のタッピンねじで間隔910mm以内に固定して取付ける。

⑤ グラスウール等の挿入

グラスウール等の挿入は、片面の下張強化せっこうボードの取付け後、中空部にグラスウール等を挿入し、下張強化せっこうボードにステーブル等にて留付ける。

⑥ 反対側の下張強化せっこうボードの取付け

④の手順で反対側の下張強化せっこうボードを取付ける。

⑦ 上張せっこう板の取付け

上張せっこう板は、縦又は横張りにして、下張強化せっこうボードと目地部が重ならないようにして、4.0φ×42mm以上のタッピンねじで、幅方向910mm以内、高さ方向606mm以内の間隔に留付ける。

接着剤で取付ける場合は、接着剤を点付けし5.5φ×28mm以上のタッピンねじ(周辺部約300mm、中間部約450mm程度)又は、ステーブル(約200mm程度)で仮留めする。

⑧ 目地部及び取合い部等の処理

(イ)大壁にする場合は、目地部を目地等処理材にて平滑に仕上る。

(ロ)取合部は隙間のないように充填材にて充填する。

(ハ)伸縮可動を目的とした目地及び取合部には、充填材(ロックウール等)を 150 kg/m^3 程度に隙間の無いように充填する。

(ハ)コンセント(スイッチ)ボックスを設ける場合は、防火上欠損とならない様に充填材(ロックウール 150 K 厚さ 30 mm 同等以上)を充填(裏打ち)する等の防火上有効な措置を施す。

⑨表面仕上げ

目地処理等の表面処理終了後、防火上支障のない塗装、クロス張、吹付け等にて仕上げる。

6. 留意事項

1)せっこうボード及びせっこう板は、雨、湿気等の影響をうけないように平坦な場所に保管する。

2)せっこうボード及びせっこう板は、角や接着面に過度の衝撃を与えたり、表面に傷をつけないように運搬、施工する。

7. 付帯条件 なし

8. 注意事項

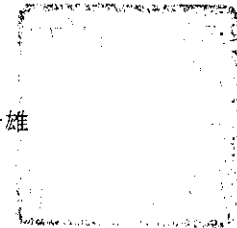
当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」(平成10年法律第100号)による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。

認定書

国住指第2887号
平成 17年 3月 23日

吉野石膏株式会社
取締役社長 須藤 永一郎 様

国土交通大臣 北側 一雄



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第30条及び同法施行令第22条の3(界壁の遮音構造)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

SOI-0066

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

グラスウール充てん/両面両面ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板・強化せっこうボード張/軽量鉄骨下地(独立)間仕切壁

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 構成材料の仕様

1-1. 構造名

グラスウール充てん/両面両面ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板・強化せっこうボード張/軽量鉄骨下地(独立)間仕切壁

1-2. 寸法と面密度

表1に申請仕様の寸法と面密度を示す。

表1 申請仕様の寸法と面密度

(単位: mm)

項目	申請仕様
壁厚	201以上 (中空部 140 ~ 210)
面密度(一般断面)	53.98 kg/m ² 以上

1-3. 主構成材料

表2に申請仕様の主構成材料を示す。

表2 申請仕様の主構成材料

(単位: mm)

項目	申請仕様
上張り用面材	両面ボード用原紙張/ガラス繊維混入せっこう板 国土交通大臣認定 NM-9645 幅: 455(0, -3) ~ 1210(0, -3) 長さ: 455(+3, 0) ~ 4500(+3, 0) 厚さ: 9.5(±0.5)以上 面密度: 11.12 kg/m ² 以上 又は 両面ボード用原紙張/繊維混入せっこう板 国土交通大臣認定 NM-9364 幅: 455(0, -3) ~ 1210(0, -3) 長さ: 910(+3, 0) ~ 4000(+3, 0) 厚さ: 9.5(±0.5)以上 面密度: 10.69 kg/m ² 以上
下張り用面材	強化せっこうボード 国土交通大臣認定 NM-8615、 JIS A 6901 幅: 455(0, -3) ~ 1210(0, -3) 長さ: 910(+3, 0) ~ 4500(+3, 0) 厚さ: 21(±0.5)以上 面密度: 15.75 kg/m ² 以上

つづき

<p>上部、下部ランナー</p>	<p>□ - 20, 25, 40, 44.5, 45, 50, 57, 65, 75, 89, 90, 100, 105, 120, 140, 180 × 30, 32, 35, 40, 75 × 0.5, 0.6, 0.8, 1.0, 1.2, 1.6 L - 30, 40, 50, 60 × 30, 35, 75 × 0.5, 0.6, 0.8, 1.0, 1.2, 1.6 JIS G 3302に規定するめっき処理を防錆処理として施したものの。 但し上記以外の寸法についても、現場の状況の壁厚の関係から、 上記の最大値と最小値の間において、特別製作して使用できるものとする。</p>
<p>間柱</p>	<p>□ - 40, 45, 50, 65, 75, 90, 100, 180 × 35, 40, 45, 75 × 0.5, 0.6, 0.8, 1.0, 1.2, 1.6 □ - 20, 25, 40, 44.5, 45, 50, 57, 65, 75, 89, 90, 100, 105, 120, 140, 180 × 20, 25, 40, 44.5, 45, 50, 57, 65, 75, 89, 90, 100, 105, 120, 140, 180 × 0.5, 0.6, 0.8, 1.0, 1.2, 1.6 JIS G 3302に規定するめっき処理を防錆処理として施したものの。 但し上記以外の寸法についても、現場の状況の壁厚の関係から、 上記の最大値と最小値の間において、特別製作して使用できるものとする。</p>
<p>バックアップ間柱</p>	<p>□ - 40, 45, 50, 65, 75, 90, 100, 180 × 35, 40, 45, 75 × 0.5, 0.6, 0.8, 1.0, 1.2, 1.6 □ - 20, 25, 40, 44.5, 45, 50, 57, 65, 75, 89, 90, 100, 105, 120, 140, 180 × 20, 25, 40, 44.5, 45, 50, 57, 65, 75, 89, 90, 100, 105, 120, 140, 180 × 0.5, 0.6, 0.8, 1.0, 1.2, 1.6 JIS G 3302に規定するめっき処理を防錆処理として施したものの。 但し上記以外の寸法についても、現場の状況の壁厚の関係から、 上記の最大値と最小値の間において、特別製作して使用できるものとする。</p>
<p>振れ止め</p>	<p>□ - 19, 25 × 10 × 0.9, 1.0, 1.2 JIS G 3302に規定するめっき処理を防錆処理として施したものの。 但し上記以外の寸法についても、現場の状況の壁厚の関係から、 上記の最大値と最小値の間において、特別製作して使用できるものとする。</p>
<p>中空部充てん材</p>	<p>グラスウール 国土交通大臣認定 NM-8605、 JIS A 6301、JIS A 9504、JIS A 9521 厚さ：50 以上 面密度：1.1 kg/m²以上 又は ロックウール 国土交通大臣認定 NM-8600、 JIS A 6301、JIS A 9504、JIS A 9521 厚さ：50 以上 面密度：1.5 kg/m²以上</p>

つづく

つづき

敷目板	<p>せっこうボード 国土交通大臣認定 NM-8612、NM-8615、NM-8619</p> <p>せっこう板 国土交通大臣認定 NM-9645、NM-9354、NM-9364</p> <p>けい酸カルシウム板</p> <p>グラスウール 国土交通大臣認定 NM-8605 JIS A 6301、 JIS A 9504、 JIS A 9521 密度： 40 kg/m³ 以上</p> <p>ロックウール 国土交通大臣認定 NM-8600 JIS A 6301、 JIS A 9504、 JIS A 9521 密度： 40 kg/m³ 以上</p> <p>グラスファイバーフェルト 密度： 40 kg/m³ 以上</p> <p>幅： 間柱の幅に合わせる</p> <p>厚さ： 2 以上</p>
伸縮可動目地部用裏あて材	<p>強化せっこうボード</p> <p>国土交通大臣認定 NM-8615、 JIS A 6901</p> <p>厚さ： 21 以上</p> <p>幅： 110～130</p>

1-4. 副構成材料

表3に申請仕様の副構成材料を示す。

表3 申請仕様の副構成材料

(単位：mm)

項 目	申 請 仕 様
ランナー固定金物	コンクリート釘 4.0φ × 30 以上 バフファーピン 3.2φ × 19 以上 タッピンねじ 3.0φ × 10 以上 但し、タッピンねじは上部ランナーを鉄骨造建物における梁下面にランナー受金物を介して留め付ける場合に用いられていること。
タッピンねじ	上張り用面材留付け用 3.5φ × 38 以上 下張り用面材留付け用 3.5φ × 32 以上 敷目板留付け用 3.0φ × 10 以上 JIS B 1122, JIS B 1125 に規定する表面処理を防錆処理として施したものの。
ステーブル	上張り用面材留付け用 幅 4 以上 × 長さ 19 以上 中空部充てん材留付け用 幅 4 以上 × 長さ 25 以上
スピンドルピン	中空部充てん材留付け用 長さ 38 以上
接着剤	酢酸ビニル樹脂系、合成ゴム系、アクリル樹脂系、ポリサルファイド系、シリコン系、ウレタン樹脂系、ポリアミド樹脂系、エポキシ樹脂系、せっこう系、炭酸カルシウム系、セルロース系、フェノール樹脂系、シアノアクリレート系、ポリエーテルアクリレート系、塩化ビニル系、ポリオレフィン系、ポリエステル系、エチレンビニルアセテート系 又はゴム系
目地処理材	JIS A 6914 に適合するもの
四周用充てん材	無機質充てん材： せっこう系、炭酸カルシウム系 ロックウールモルタル： 国土交通大臣認定 NM-8601 ロックウール： 国土交通大臣認定 NM-8600、 JIS A 9504、JIS A 6301、JIS A 9521 シーリング材： アクリル系、ウレタン系、ポリサルファイド系、シリコン系 又は酢酸ビニル系 又は パルプ混入ロックウールフェルト： 国土交通大臣認定 NM-8228
伸縮可動目地部用充てん材	ロックウール： 国土交通大臣認定 NM-8600、 JIS A 9504、JIS A 6301、JIS A 9521 シーリング材： アクリル系、ウレタン系、ポリサルファイド系、シリコン系 又は酢酸ビニル系 又は パルプ混入ロックウールフェルト： 国土交通大臣認定 NM-8228
テープ	敷目板留付け用 JIS Z 1523、JIS Z 1524、JIS Z 1525に適合するもの、又はこれらと同等以上のもの

1-5. 申請仕様

構造説明図を図1に、水平断面図を図2および図3に、水平端部詳細図を図4および図5に、上下端部詳細図を図6および図7にそれぞれ示す。

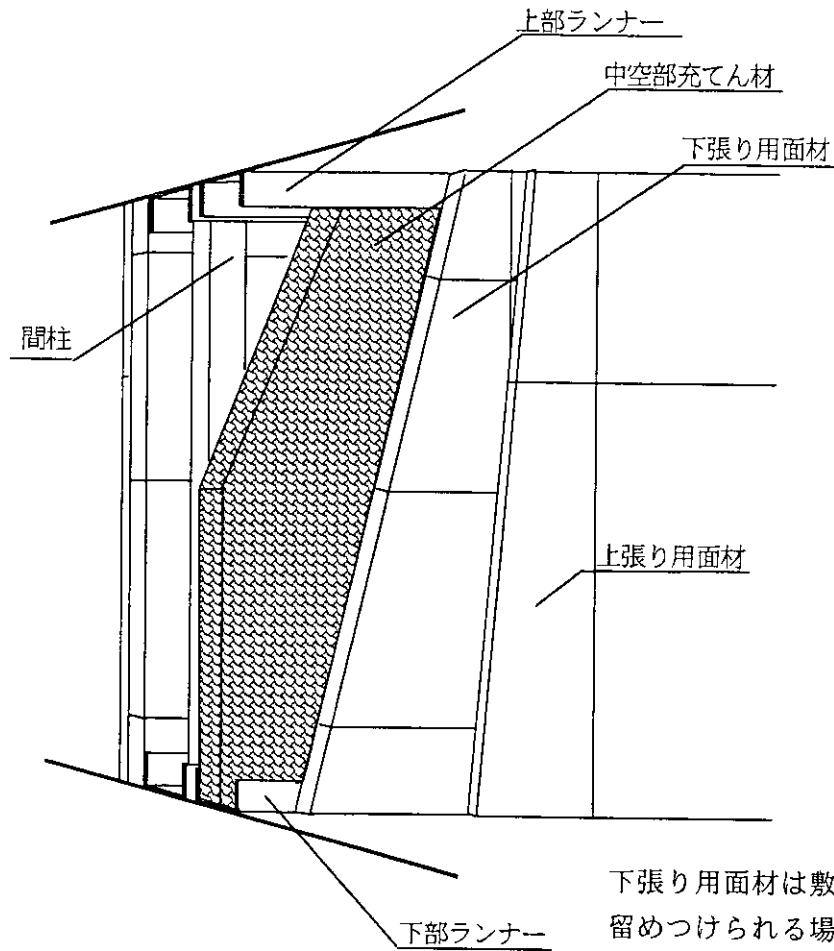


図1 構造説明図

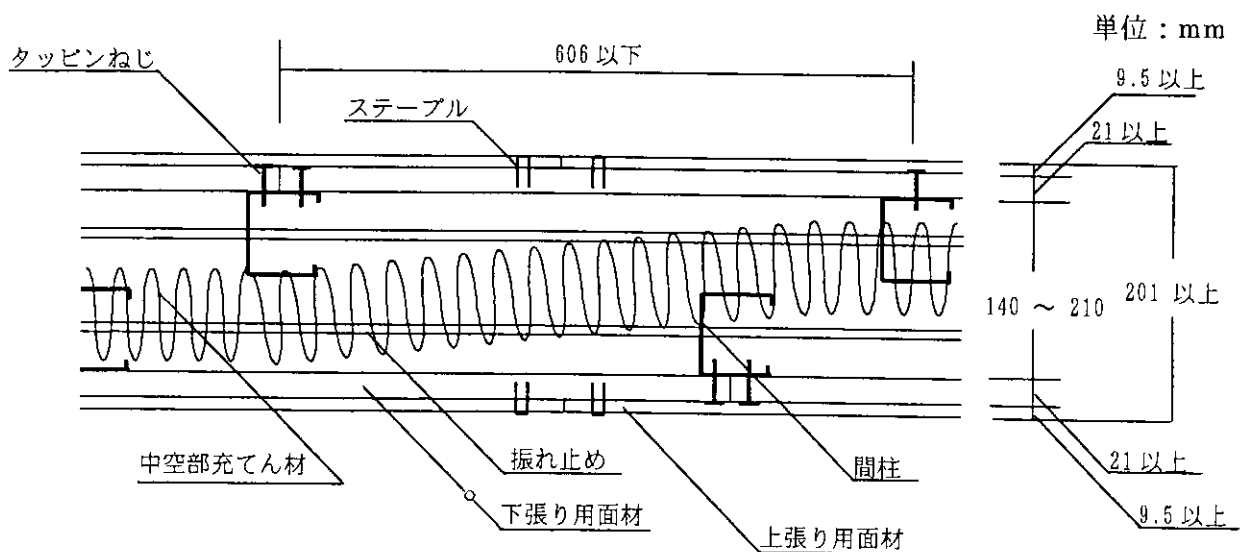


図2 水平断面図

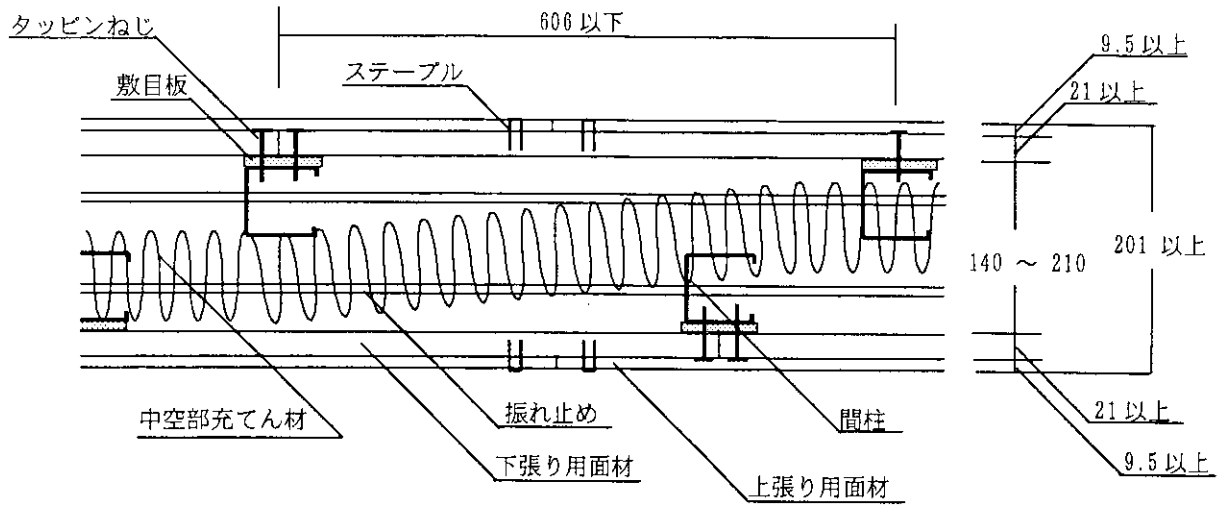


図3 水平断面図（敷目板を用いる場合）

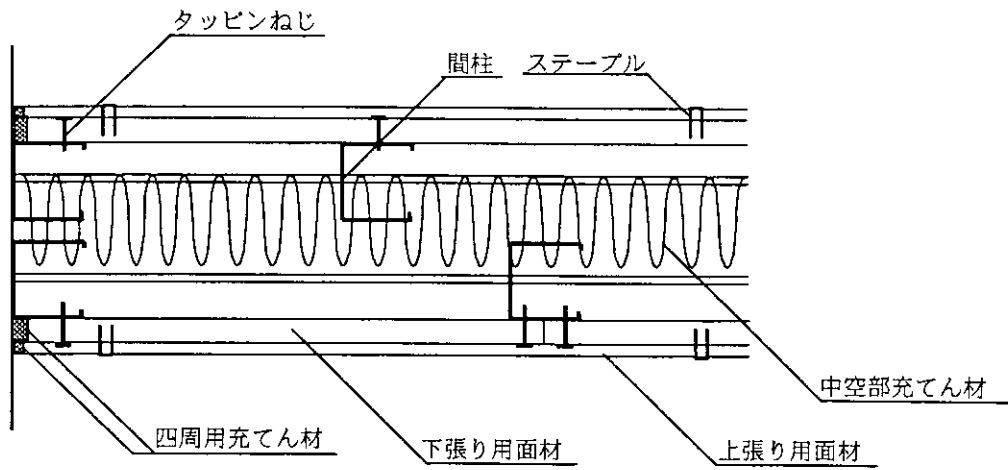


図4 水平端部詳細図

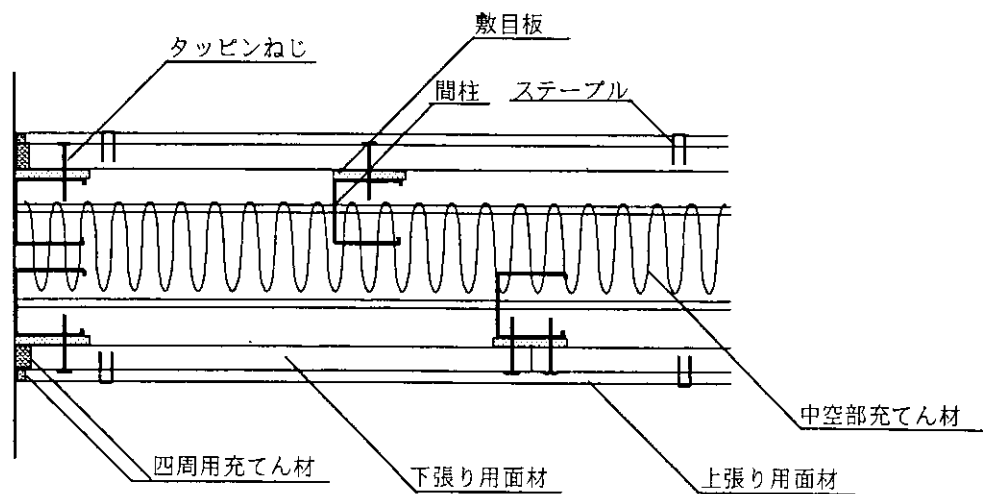


図5 水平端部詳細図（敷目板を用いる場合）

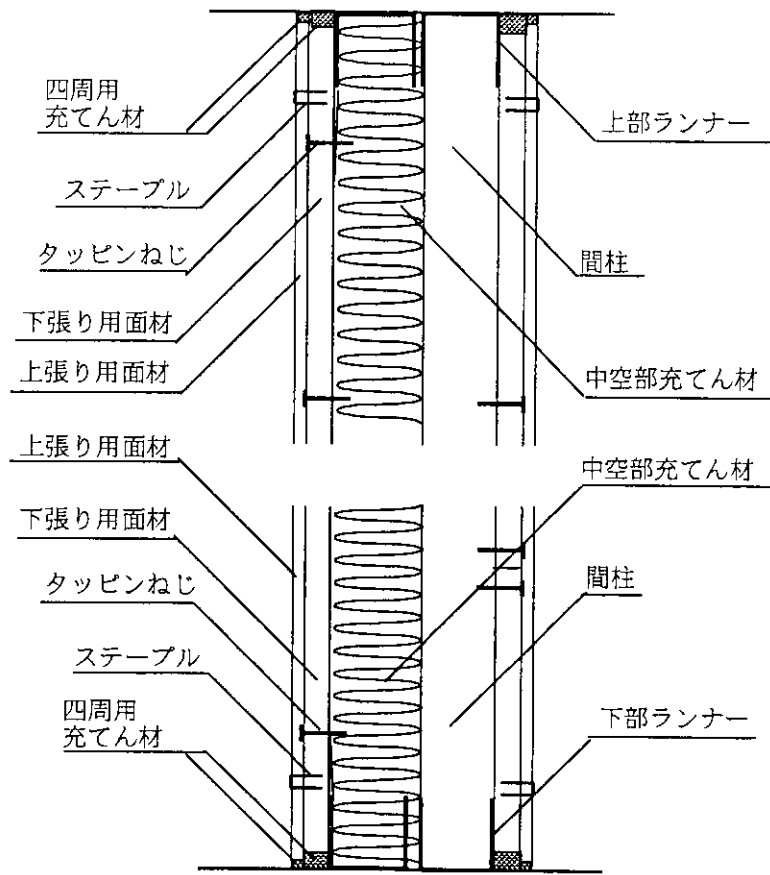


図6 上下端部詳細図

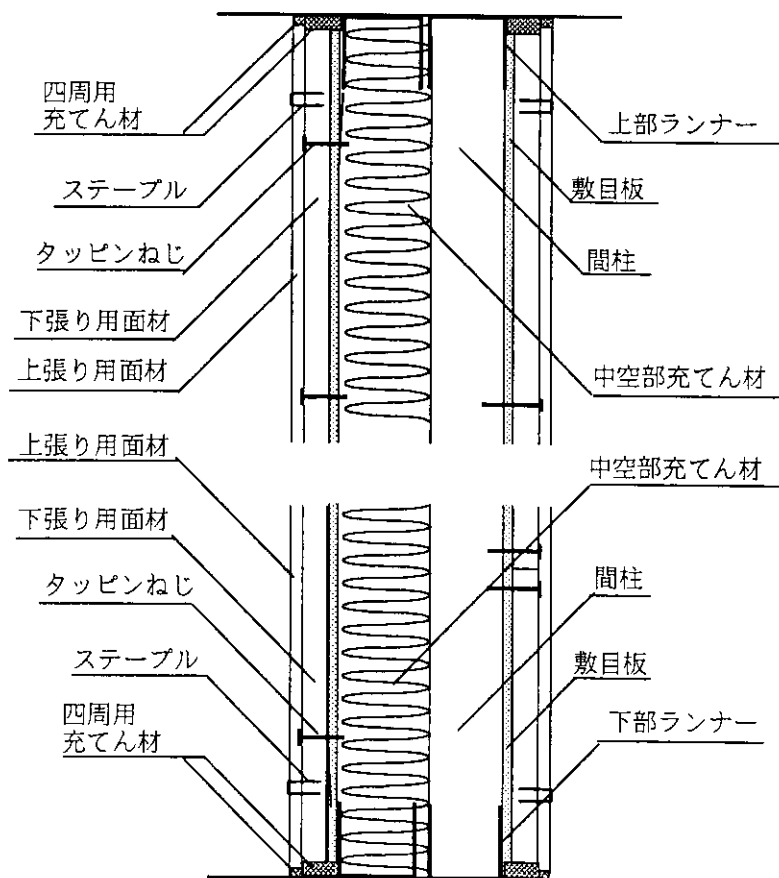


図7 上下端部詳細図（敷目板を用いる場合）

1-6. 施工条件

1) 墨出し及び上部・下部ランナーの取付け

間仕切壁を設置する所定の位置に、墨出しを行う。

上部・下部ランナーを墨出し線に合わせて、構造躯体にランナー固定金物又は溶接にて、それぞれ900mm以下のピッチで取付ける。

2) 間柱の取付け

あらかじめ現場の寸法に合わせて切断した間柱を、606mm以下の間隔で取付ける。

3) 振れ止めの取付け（振れ止めを取付ける場合）

振れ止めを間隔800～1600mmで間柱の振れ止め用穴に装着して取り付ける。

4) 敷目板の取付け（敷目板を取付ける場合）

あらかじめ間柱の寸法に合わせて切断した敷目板を間柱にタッピンねじ又はテープ又は接着剤で900mm以下で仮留めする。また上部ランナー、下部ランナーに敷目板を取り付ける場合は、同様にタッピンねじ又はテープ又は接着剤で900mm以下で仮留めする。

5) 片面の下張り用面材の取付け

下張り用面材は、縦又は横張りにして、 $3.5\phi \times 32\text{mm}$ 以上のタッピンねじで、間隔300mm以下に、間柱に固定して取付ける。

目地部を伸縮可動とする場合は、図8に示すように当該下張り用面材を同上にて取付け、下張り用面材の壁内側に伸縮可動目地部用裏あて材をタッピンねじで下張り用面材に固定する。次の下張り用面材を、目地部に所定の隙間を設けて取付ける。この伸縮可動の隙間には伸縮可動目地部用充てん材を隙間の無いように充てんする。この時、後から建込む下張り用面材は伸縮可動目地部用裏あて材には留付けない。

更に、伸縮可動目地部の位置には、伸縮可動目地部用裏あて材が壁体内側に変位することを防止するためのバックアップ間柱が設けられていること。ただし、このバックアップ間柱と伸縮可動目地部用裏あて材は互いに留付けられていないこと。また、このバックアップ間柱は上部、下部ランナーに固定されていること。

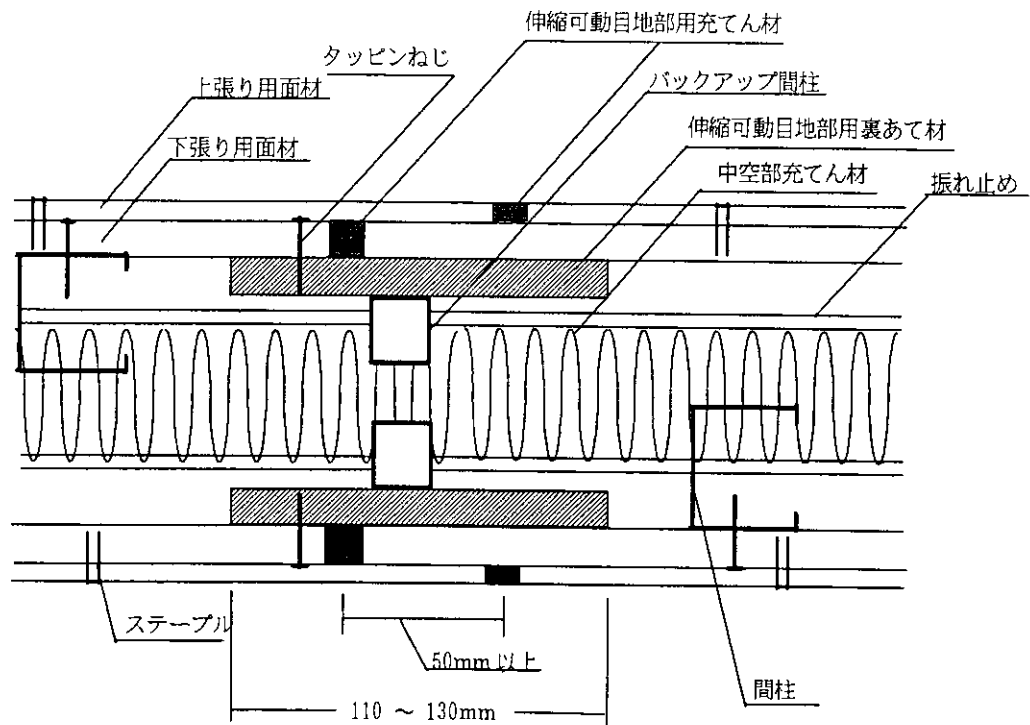


図8 伸縮可動目地部

6) 中空部充てん材の挿入

片面の下張り用面材の取付け後、中空部充てん材を、5) で取付けた下張り用面材の裏面又は間柱に、留付け用ステーブル又はスピンドルピンを用いて取付ける。

7) 反対側の下張り用面材の取付け

5) の手順で反対側の下張り用面材を取付ける。

8) 下張り用面材の目地部および四周取合部等の処理

下張り用面材の建込み後、目地部に隙間が認められる場合は、隙間のないように四周用充てん材にて処理をする。

下張り用面材の建込み後、四周取合部で処理を行う場合は、四周取合部は隙間のないように四周用充てん材にて充てんする。

9) 上張り用面材の取付け

上張り用面材は、縦又は横張りにして、下張り用面材と目地部が重ならないようにして、 $3.5\phi \times 38\text{mm}$ 以上のタップンねじで、 300mm 以下の間隔にて下張り用面材を貫通して間柱に留付けるか、接着剤とステーブルを併用して 300mm 以下の間隔で下張り用面材に留付ける。

目地部を伸縮可動とする場合は、図8に示すように当該上張り用面材を同上にて留付け、次の上張り用面材を、目地部に所定の隙間を設けて下張り用面材に留付け、この隙間には、伸縮可動目地部用充てん材を隙間の無いように充てんする。

10) 上張り用面材の目地部及び四周取合部等の処理

- (イ) 目地部は目地処理材にて平滑に仕上げる。
- (ロ) 下張り用面材の四周取合部の処理を行わなかった場合は、必ず上張り用面材の四周取合部は隙間のないように四周用充てん材にて充てんする。
- (ハ) デッキプレート、柱、梁等との取合部の隙間は、四周用充てん材を隙間の無いように充てんする。

11) 表面仕上げ

目地処理等の表面処理終了後、塗装、クロス張、吹付け等にて仕上げる。